

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定（全期）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成三十年三月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 実施する検定職種及びその等級

実施する検定職種及び職種に応じ実施する等級は次のとおりであり、実技試験及び学科試験によつて行います。

隨時に実施する二級（以下「隨時二級」という。）、隨時に実施する三級（以下「隨時三級」という。）及び基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

二 実施期日及び実施場所等

1 実施期日

(一) 実技試験

平成三十年四月一日（日）から 平成三十一年三月三十一日（日）までの間に

おいて、別途奈良県職業能力開発協会が指定する日に行います。

(二) 学科試験

別途奈良県職業能力開発協会が指定する日に行います。

2 実施場所

別途奈良県職業能力開発協会から通知します。

3 手数料

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）で定める額とします。

三 受検申請の手続

1 提出書類等

(一) 技能検定受検申請書（以下「申請書」といいます。）

実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(二) 手数料

2 提出先

奈良県職業能力開発協会

住所 郵便番号六三〇一八二一三 奈良市登大路町三八番地の一 奈良県中小企業会館二階

電話 ○七四二一(二四)四一二二七

3 受付期間

随时受け付けます。

4 受検申請に関する注意

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、奈良県職業能力開発協会等で配布します。

(二) 申請書を郵送する場合は、必ず現金書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。

なお、試験の免除を受けようとすることは、その資格を証する書面又はその写しを同封してください。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付けます。

(三) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。

(四) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(五) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

四 合格の発表等

1 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、奈良県職業能力開発協会から書面で通知されます。

2 技能検定合格証書の交付

随時二級、随時三級及び基礎級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書が交

付されます。

五 その他

- 1 この公告の随時二級、随時三級及び基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「習得技能等の認定」に活用されるものです。
- 2 技能検定について不明な点は、奈良県産業・雇用振興部雇用政策課又は奈良県職業能力開発協会までお問い合わせください。